

整理番号	提出された意見		意見に対する市の考え方
1-1	意見	身体障害者手帳の交付を受けた者（1級、2級）について、18歳を超えても継続して支給対象としていただきたい。	本市の福祉手当制度は、千葉県の補助を財源の一部としており、県補助対象者については支給額の2分の1が県から補助されますが、それ以外は市が全額負担しています。
	理由	<p>本条例は、もともと心身障害児、心身障害者、知的障害者等の「生活の安定と福祉の向上」を図ることを目的としています。</p> <p>身体障害者手帳の交付を受けた者（1級、2級）が、18歳を超えた時に自立して別の収入が得られるようになり、現行条例の支給制限規定により支給対象から外れることはあります。</p> <p>しかし、重度の身体障害者の多くは、18歳を超えても十分な収入を得られず、生活の安定が確保できていません。</p> <p>単純に年齢だけをもって18歳を超えた者を対象から外すことは、もともとの「生活の安定と福祉の向上」という条例の目的に反するものと言えます。</p>	<p>障害福祉サービスを始めとする市の障害者支援に関する事業の安定的及び継続的な運営を維持するため、支給対象者を県補助対象者と合わせる見直しを行うものです。</p> <p>なお、経過措置として、改正前から支給を受けている方については引き続き支給対象とし、既に受給されている方の生活への影響はありません。</p> <p>また、身体障害者の方々に対しては、特別障害者手当（国制度）、障害基礎年金、重度心身障害者医療費助成制度など、他の制度による支援も行っています。</p> <p>市では、総合的な支援により障害者の生活の安定と福祉の向上を図っていきたいと考えています。</p>
1-2	意見	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（1級）について、18歳を超えても継続して支給対象としていただきたい。	精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの18歳以上の方についても、身体障害者手帳1級・2級の場合と同様に、千葉県の補助対象外で

	理由	<p>本条例は、もともと心身障害児、心身障害者、知的障害者等の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的としています。精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（1級）が、18歳を超えた時に自立して別の収入が得られるようになり、現行条例の支給制限規定により支給対象から外れることはあります。</p> <p>しかし、重度の精神障害者の多くは、18歳を超えても十分な収入を得られず、生活の安定が確保できていません。</p> <p>単純に年齢だけをもって18歳を超えた者を対象から外することは、もともとの「生活の安定と福祉の向上」という条例の目的に反するものと言えます。</p> <p>また、支給の対象年齢について、心身障害者及び知的障害者と差を設けることは適当ではありません。</p>	<p>あり、市が全額を負担している状況であることから、1-1で回答した理由により、支給対象者の見直しを行うものです。</p> <p>なお、ご指摘の「心身障害者及び知的障害者と差を設ける」という点につきましては、今回の改正により、療育手帳（重度）をお持ちの方の支給開始年齢も18歳から20歳に引き上げるため、障害種別による年齢要件の差は生じないものと考えています。また、重度の障害をお持ちの方については、20歳以降は障害基礎年金の支給が可能なことから、一定の所得保障がなされるものと判断しています。</p>
1-3	意見	<p>心身障害児の定義について、対象年齢を18歳未満から20歳未満に変更していただきたい。又は、重度知的障害者及びねたきり身体障害者の定義について、対象年齢を20歳以上から18歳以上に変更していただきたい。</p> <p>そのことにより支給制度運用において空白期間を生まないものとしていただきたい。</p>	<p>本条例は、障害者の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的としており、必要な支援が途切ることは適切ではないとのご指摘はもっともあると考えます。</p> <p>つきましては、ご意見を踏まえ、心身障害児の対象年齢を「18歳未満」から「20歳未満」に変更することで、18歳から20歳未満の期間についても引き続き支給対象とし、空白期間が生じないよう変</p>

	理由	改正案では、身体障害者及び知的障害者を対象とした支給において、18歳を超えて20歳に至るまでの期間が空白になってしまいます。 本条例が目的とする「生活の安定と福祉の向上」を図るうえでは、手当を必要とする者に対して、漏れなく切れ目なく支給が継続される必要があります。制度運用上、空白期間を生むことは理にかないません。	更します。
2-1	意見	支給年齢の谷間の救済について（18歳から20歳までの間） ・身体障害児（18歳未満）から寝たきりで身体障害者手帳の交付を受けた者2年間の支給切れが発生する。（救済が必要、延長を要する） ・知的障害者に関する同様に18歳から20歳までの2年間福祉手当の支給対象から外れる。（救済が必要、延長を要する）	1-3で回答したとおり、心身障害児の対象年齢を「18歳未満」から「20歳未満」に変更することで、18歳から20歳未満の期間についても引き続き支給対象とし、空白期間が生じないよう変更します。
	理由	子供の時から、身体障害、知的障害により就労ができにくくいなかでも、18歳で福祉就労で生活介護（給与0円）、就労継続B型（給与3000円以上）では日常生活が困難である。 <u>障害年金</u> も受給できない為。	
2-2	意見	精神障害者、高齢者に関する18歳で支給打ち切りは疑問です。	1-3で回答したとおり、心身障害児の対象年齢を「18歳未満」から「20歳未満」に変更することで、18歳から20歳未満の期間について

	理由	障害年金の支給は、20歳からです。18歳から20歳まで2年間支給が切れてしまいます。 <u>障害年金をもらえるまで福祉手当の支給は継続すべきです。</u>	ても引き続き支給対象とし、空白期間が生じないよう変更します。
2-3	意見	寝たきり高齢者等に関して、制度そのものを残すべきと考えます。	1-1で回答した理由により、制度を改正することが必要と判断しています。経過措置として、改正前から支給を受けている方は、引き続き支給対象とします。
	理由	寝たきり、認知症の症状が6か月以上の対象者は、現在の身体の状況が改善する見込みが少ないと考えます。障害年金などしかない収入でかつ親等・外部の支援等で生活が成り立っていると考えられます。（生活保護に移行する割合が高まる）	
3	意見	今回の改正を急ぐ理由はないと考える。同時に、どうしても他の施策から費用を捻出できない事情であるならば、改正案を手当額に着目して「今回は少額を減額させていただき、制度への期待を喪失しない」といった方法などの検討がありうるのではないか。	1-1で回答した理由により、今回の改正が必要だと判断しています。また、「手当額の少額の減額」という代替案につきましては、手当額を減額した場合には県補助対象外への全額負担という構造は変わらず、受給対象者全ての方に影響が及ぶこととなります。これに対し、今回の改正案では経過措置により既受給者への影響を回避でき、かつ県補助制度と整合を図ることで制度の持続可能性を確保できると考えていますので、ご理解くださいますようお願いします。
	理由	1. 変更理由は「市では財政的な課題を抱えており、この制度を持続可能なものとするために、福祉手当の対象者を千葉県の対象者と一致させるよう改正するもの」との説明です。「財政的な課題」を解決のために、障がいを抱える本人、障害者自身	

	<p>が受けてきた手当を一部対象外とすることが福祉理念にかなっているかが問われていると思います。手当は、障がいといった特定を持つことによる生活、就学、労働などにおいて健常者と異なる経済事情にあることから支給されているものですから財政的な理由を持って対応することには強い違和感を覚えるものです。</p> <p>2. この違和感は、政策効果が年間360万円程度しかない福祉手当を、他の政策に優先して削減を目指すといった発想にあります。こうしたことが財政理由があるたびに福祉削減をしても構わないのなら様々な福祉部門に波及してしまいかねません。五本松公園整備には5億円といった巨額の費用、クリーンセンターでは100億といった事業規模などの支出が進められようとしていますので、この「極少額な福祉」にまで手を付けるのでは納得感が得られないのではないかというふうか。</p> <p>福祉施策は、市民が税負担するうえで「自分もいつ障がいとなるかも分からぬ」からこそ保険的な性格を持っていきます。いまの改正は、今後ずっと続くことを考えると税負担のモチベーション低下となってしまいます。担当する部局職員</p>
--	---

	<p>としても、市民からの期待に背く提案をすることでは働き甲斐を失いかねない行為となってしまいます。</p> <p>3. 財政が厳しくて職員の人工費支払いにも窮しているといった事情であれば、まずやるべきは事業の見直しや市長以下三役の報酬、退職金などの手当を減額したり、高額収入がある議員には報酬返上を促す等の対応も必要だと思います。財政が厳しいのは「自然災害」ではなく、対応力の欠如にあると思いますから三役も議員も責任から逃れるわけにはいかないと思います。現状、職員人工費不払いといった事情はないので、こうした「改正」には慎重に取り組むべきだと申し上げます。</p>	
--	---	--